

岐阜市社会福祉協議会三輪南支部規約

(目的)

第1条 この規約は、岐阜市社会福祉協議会定款（地区設置規程第1条）に基づき岐阜市社会福祉協議会三輪南支部(以下、「本会」という。)を組織し、共助社会の構築を目指すため、地区内の住民が相互に連携・協力し、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉を目的とする事業に関する企画及び実施
- (2) 地域福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- (3) 福祉情報の収集・提供及び地域福祉の啓発
- (4) 地域福祉を目的とする事業に関する関係機関、団体との連絡調整
- (5) 地域内で福祉を目的とする各種団体に対する支援
- (6) 共同募金運動の推進
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業の推進

(地区)

第3条 本会の活動区域は、三輪南地区内とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、岐阜市三輪南公民館内に置く。

(会員)

第5条 本会は、次の各号の一つに該当した者を会員とする。

- (1) 三輪南地区内に居住する岐阜市社会福祉協議会の会員資格を有する者
- (2) 社会福祉に関心が深く、本会の趣旨に賛同する個人及び関係機関、団体に所属するもので、本会にて推挙された者

(評議員)

第6条 評議員は、自治会長をもってあてる。ただし、評議員と理事を兼任することとは出来ない。

2 評議員で評議員会を組織する。

3 評議員の定数は55名以内とする。

4 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 評議員に欠員が生じたときの補充の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 5名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

2 支部長、副支部長は、理事会において互選する。

3 理事は、評議員会において選出する。

4 監事は、評議員会において推薦された者の中から支部長が委嘱する。

5 会計理事は、理事の中から支部長が委嘱する。

6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、会務を統括し本会を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務の運営及び事業の遂行にあたる。
- (4) 会計理事は、会計事務を処理する。
- (5) 監事は、会務の遂行及び事業、会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て支部長が任命する。

3 顧問は、本会の重要事項について支部長の諮問に答え又は意見を具申する。

(会議)

第10条 会議は、執行部会、理事会及び評議員会とする。

2 会議は、支部長が招集し、支部長が議事を進行する。

3 理事会及び評議員会は、原則年2回開催する。更に必要に応じて開催することができる。

4 執行部会は、必要に応じて開催することができる。

5 評議員会及び理事会、定数の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決することによる。

(理事会の審議事項)

第11条 理事会は、次の事項を審議執行する。

- (1) 評議員会に付議すべき事項

- (2) 評議員の選任に関する事項
- (3) 本会の事業運営に関する事項
- (4) 評議員会の決議で委任された事項
- (5) その他支部長が必要と認めた事項

(評議員会の審議事項)

第12条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 役員(理事を含む)の選任に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他の重要事項

(執行部会)

第13条 執行部会は、支部長、副支部長、理事主事・会計等をもって構成し、次の事項を審議調整し本会の運営にあたる。

- (1) 理事会及び評議員会に付議すべき事項
- (2) 本会の諸事業の調整に関する事項
- (3) 福祉相談対応に関すること
- (4) その他必要な事項

(事務局委員会)

第14条 本会の事務を円滑に進めるために、岐阜市社会福祉協議会支部事務局委員会要綱に基づき事務局委員会を設置する。

2 事務局委員会については別に定める。

(部会及び委員会)

第15条 第2条の事業を円滑に推進するため、本会に部会及び専門委員会を置くことができる。

2 部会及び専門委員会の設置については、執行部会で企画・立案し、理事会の承認を得る。

(経理)

第16条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 助成金及び補助金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第18条 この規約の施行に関し、必要な事項は支部長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月22日から施行する。

2 岐阜市社会福祉協議会三輪南支部会則(昭和61年9月1日施行)を廃止する。